

社会福祉法人 北区社会福祉事業団  
評議員の報酬及び費用弁償に関する規則

(平成 14 年 4 月 1 日規則第 11 号)

改正 平成 23 年 3 月 29 日

改正 平成 24 年 10 月 26 日

改正 平成 29 年 6 月 9 日

(目的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人北区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の定款第 8 条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の額)

第 3 条 評議員が評議員会等に出席した場合は、報酬として 10,000 円を支給する。ただし、評議員のうち専門の資格又は知識を有する者から委嘱された者については、20,000 円とする。

(報酬の支給方法)

第 4 条 報酬は評議員会等への出席の都度、支給する。

- 2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第 5 条 評議員が事業団の用務のため旅行するときは、順路によりその費用を弁償する。

- 2 評議員が事業団の用務のため旅行したときに支給する第 1 項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とし、実費額により支給する。
- 3 費用弁償の支給方法は、事業団職員の例による。

(公表)

第6条 事業団は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日に遡及し適用する。

付 則

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成29年6月9日から施行する。